

第8号様式

香川県NPO基金登録団体登録更新申請書

令和6年1月24日

香川県知事 殿

(団体名) 特定非営利活動法人かがわ福祉住環境をつくる会
(代表者職氏名) 島田 美和子

香川県NPO基金登録団体の登録の更新を受けたいので、香川県特定非営利活動促進基金運営要綱第20条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

添付資料

- 1 登録団体概要書
- 2 活動状況報告書
- 3 申請要件についての確認書

登録団体概要書

(令和6年1月作成)

(ふりがな) 団体名	とくていひえいりかつどうほうじんかがわふくしじゅうかんきょうをつくるかい 特定非営利活動法人かがわ福祉住環境をつくる会		
代表者職・氏名	代表理事・島田美和子		
主たる事務所の 所 在 地	〒769-1505 香川県三豊市豊中町本山乙243 (事務局: 〒768-0062 香川県観音寺市有明町5-5-42)		
連絡先等	電話	0875-23-0915	FAX
	e-mail	snd20341@nifty.com	
	ホームページ	なし	
法人設立年月	平成15(2003)年6月19日	正会員数	15人
活動目的 (定款に記載された目的)	本会は、建築関係者と福祉医療関係者との交流と協力により、高齢者・障がい者・子どもが安心して暮らしていけるまちにするため、住環境に関する幅広い分野での調査研究および教育普及活動、自立支援やまちづくりに関する事業を行い、また、不特定多数の市民・団体等を対象に、住環境全般にわたる助言又は支援、協力事業を行い、住環境の技術水準の高揚、生活の質の向上、次世代人材の育成を推進し、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。		
主たる活動分野	(1)保健・医療又は福祉の増進を図る活動 (2)社会教育の推進を図る活動 (3)まちづくりの推進を図る活動 (4)子どもの健全育成を図る活動 (5)以上の活動を行う団体の運営・活動に関する連絡、助言、援助の活動		
活動状況	主な活動	設立当初、目標の一つとして掲げていたのは、他県すでに実践されていた「高齢者や障がい者が住宅改修を行う際、現場へ医療、介護、建築等専門家を派遣して計画～実施をするチーム」づくりです。そこで、大工さんに福祉住環境の知識を学んでもらう講座の開催、市民レベルの福祉講習会を通して知識とボランティア意識の向上・参加促進、専門職のコミュニティづくりといった活動から始めました。 以降、市民向け講習会・専門分野研修会、県内外の施設・まちづくり見学、福祉のまちづくり実験（築年数の経過した団地・空き家を利用した拠点整備）、子どものサポート等に取り組み、課題と解決方法を探ることで、専門知識の社会還元を図れる活動を目指してきました。	
		最近の事業である住環境整備の基本知識とDIYの初步的技術を習得は、メンバーで建物改修を継続して取り組んでおり、ユニバーサル商品の開発も挑戦中です。また、障がい者の住宅に訪問して改修相談やアドバイスを行ったり、専門家向けスキルアップ研修を開催したり、精神障害者の居場所づくりにもチャレンジしています。	
	活動地域	香川県内	
	活動頻度	週1回	

過去の事業実績	<p>講演会、情報交換会、業種別勉強会、見学会、会報の発行 助成金事業 : ①大工さんセミナー(H15 香川県 NPO 提案型協働事業委託事業) ②地域を終の住処とするためのまちづくり～老朽化団地編～ 田村団地(丸亀市)(H23 ユニバーサル財団市民活動助成) ③生活困窮者等子どもの学習支援事業(H29～R2 三豊市) ④福祉住環境整備のための知識と“大工さん”を学ぶ事業(R2～4 香川県建築士会)</p>
今後の活動方針	<p>今後、設立以来の「高齢者や障がい者が住宅改修を行う際、現場へ医療、介護、建築等専門家を派遣して計画～実施をするチーム」づくりと、「メンタルサロン」の醸成に注力していくことを計画しています。</p> <p>1. 「チーム」づくりにおいては、①福祉住環境整備の知識を身に着け介護をサポートする改修技術を習得できるような講座を定期的に開催して人材の発掘を行い、②医療、介護、福祉、コーディネーターと、改修に対応できる人をチーム編成して地域に派遣することで在宅生活を維持できる終の住処づくりのお手伝いをし、社会変化にも対応していきます。</p> <p>2. 「メンタルサロン」は、地域で精神障害者が暮らしやすいような居場所です。仕事ではなく、おしゃべりしたり、ニットを編んだり、生きがいづくりをメインに開設予定です。いずれは、みんなで作った作品などを展示や販売につなげたり、立ち寄った人のおしゃべりの場・休憩場所、“街角サロン”的要素も持たせ発展させていきたいと考えています。</p>
県民への P R	<p>当法人の特徴は、①医療、介護、福祉、建築等の専門家が空いている時間に様々な課題を解決しようと事業に取り組み、②在宅や施設生活を含めたまちづくりを長期的な視点で計画し、③地域住民や高齢者、障がい者のコミュニケーションの場づくりにも挑戦している点です。</p> <p>資金源としては、会員からの年会費と寄附金、助成金、補助金で賄ってきました。これらの資金は毎年定額ではありません。近年、募集される助成金や補助金事業が減少していることも影響して不安定な状況にあります。同様に、会員数も増減があり、特に、活動メンバーの高齢化は法人の土台を搖るがす事態といえ、今後の世代交代も重要な課題です。</p> <p>このように、法人自身の人材育成や資金繰りは最大の悩みの種となっていますが、今後も事業を継続し続け、次世代に蓄積した情報や実績を引き渡していくようにしていくことが当法人の役割であり、最大の地域貢献につながると考えています。</p> <p>県民の皆様におきましては、当法人の活動にご協力、ご支援を検討していただければ幸いです。</p>

(注1)団体登録された場合、この概要書は、寄附を検討する県民への資料として、公開されます。

(注2)枠内に記入できない場合は、枠を広げて記入ください。A4版であれば、複数枚になつても結構です。

活動状況報告書

(令和6年1月作成)

団体名 特定非営利活動法人かがわ福祉住環境をつくる会

登録要件	登録要件に関する団体の活動状況等
広く県民を対象とするNPO活動を行っていること	<p>■例会(講演会・研修会・報告・交流会)年2回 H15=①認知症と住環境、認知症のリハビリテーション ②これから高齢者福祉・生活とレクリエーション H16=①安心・安全・安眠の家づくり、介護保険住宅改修の事例と考え方 ②やわらかな心を持ったなら、福祉美容の事例と今後 H17=①脳の老いうまく付き合うために、選択肢と選択死 ②介護現場をのぞいてみれば、手は口ほどにものを言う H18=①認知症サポーター養成講座、グループホーム事例発表、認知症の介護予防と介護保険法改正について ②人工肛門・膀胱者の立場から、障害者用トイレの現状と未来、ヨーロッパにおけるトイレ談義 H19=①現在の介護・住み方・費用ー介護保険の利用方法、自分の介護、老後の住み方 ②脳卒中・骨折・早期認知症のリハビリテーションの大切さ H20=①いきいきと暮らすために ②自分らしい終の住み家はどこですか H21=①介護は快互・・・</p> <p>■見学会(特養・グループホーム等) (H15、16、17、18、19、20、21、24、25、26)</p> <p>■無料相談会(H15～現在)</p>
より公益性の高いNPO活動を行っていること	<p>■業種別勉強会(介護職・介護をしている人 H15) ■無料相談会(H15～現在) ■助成金事業： ①施工業者向け福祉住環境セミナー(通称：大工さんセミナー、H15 香川県NPO提案型協働事業委託事業) ②地域を終の住処とするためのまちづくり～老朽化団地編～田村団地(丸亀市)(H23 ユニベール財団市民活動助成) ③生活困窮者等子どもの学習支援事業(H29～R2 三豊市) ④講演会等住環境に関連する啓発のための事業(H29 男女共同参画推進活動事業 三豊市) ⑤福祉住環境整備のための知識と“大工さん”を学ぶ事業(R2～4 香川県建築士会) ■まちづくりに関する研究・執筆作業(H21、22、23) ■まちづくりに関する調査事業(H22、23) ■高齢者施設に関する調査研究・執筆事業(H24、25、26、27、28) ■福祉用具展に関する調査事業(H24、25、26、27、28) ■福祉・医療・保健・建築の分野に関する教育事業(H29、30、31(R1)、R2～)</p>
活発なNPO活動を継続的に行い、当該活動に発展性及び模範性があること	<p>■情報交換会(月1回、情報交換・会員勉強会) (H15～現在) ■研修会(会員研修会) (H15～現在) ■情報誌発行(H15、16、17、18、19) ■クラフト工房(月4～10回、R3.4～現在) ■ニット工房(月1～2回、R5.1～現在)</p>

申請要件についての確認書

令和 6 年 1 月 24 日

香川県知事 殿

(団 体 名) 特定非営利活動法人
かがわ福祉住環境をつくる会
(代表者職氏名) 代表理事 島田 美和子

当団体は、香川県特定非営利活動促進基金運営要綱（以下「要綱」という。）第14条各号に規定する下記の要件のいずれにも該当することを確認しました。

なお、これらの要件について県において疑義がある場合は、別途、必要な報告をいたします。

記

- 1 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）に定める特定非営利活動法人であって、原則として、その設立の日以後2年を経過しているもの（注1）
(法人設立年月；平成15年 6 月、活動開始年月；平成15年 6 月)
- 2 主たる事務所の所在地が県内であること。
- 3 原則として、主たる活動を行う区域が県内にあること。（注2）
- 4 法第29条第1項（事業報告書等の提出）の規定を遵守し、かつ、その事業報告書等が適正に作成されていること。（注3）
- 5 事業を行うに当たり、その団体の役員、社員等に対し特別の利益を与えていないこと。
- 6 営利を目的とする個人若しくは団体又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行っていないこと。
- 7 営利を目的とする同一の団体の役員、社員等である役員の合計数が役員の総数の3分の1を超えていないこと。
- 8 法第2条第2項第2号イ及びロに規定する宗教活動及び政治活動のいずれも行っていないこと。（注4）
- 9 法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

（注1）法人設立後2年に満たない団体であっても、任意団体として活発なNPO活動を開始した日以後2年を経過している場合は要件を満たします。

（注2）支援先が県外の地域であっても、活動拠点が県内にあり、県内における公益の増進に寄与するNPO活動を行っている場合は要件を満たします。

（注3）要綱の施行の日（平成20年2月1日）以後に行う事業報告書等の提出について適用します。

（注4）法では「主たる目的としないこと」が要件ですが、この制度では、一切行わないことを要件とします。